平成２２年（フ）第３２６３号
大阪府交野市私部４丁目74番７号
債務者　吉田　充未（旧姓中辻）
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３９８号
大阪市中央区日本橋２丁目16番６号
債務者　陶山　和志
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４５２号
大阪府箕面市小野原東３丁目８番12号
債務者　小椋　美香
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５１９号
大阪市中央区博労町３－１－８チサンマンション心斎橋２番館908、住民票上の住所大阪府門真市堂山町９番24－１号
債務者　稲田　篤志
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５２４号
大阪市阿倍野区王子町２丁目14番６号
債務者　前田　早苗
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５４５号
大阪市生野区勝山南３丁目６―19、外国人登録原票上の住所大阪市生野区勝山南３丁目13番22号
債務者　山口達也こと　愼　　王龍
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５５１号
大阪市西淀川区福町２丁目16番９号
債務者　牛腸　　登
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５８４号
大阪府四條畷市岡山２丁目17番14号
債務者　浅野　　薫
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５９３号
大阪府摂津市鳥飼下２丁目28番２－３号
債務者　山木　恭子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６２１号
大阪府高槻市天川新町３番７号
債務者　田渕　雅彦
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６２９号
大阪市天王寺区南河堀町３番37号
債務者　天堂　静代
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６３２号
大阪市大正区泉尾３丁目３番９号岡崎マンション202号
債務者　森　　淳一
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６５６号
大阪府豊中市庄内栄町１丁目８番13号
債務者　大山　治孝
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６５８号
大阪府東大阪市鴻池町１丁目17番６―105号
債務者　廣井　悦子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６６１号
大阪市西成区南津守３丁目２番56号　井上文化２Ｆ１号
債務者　畠中　幸子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６６２号
大阪市平野区瓜破東１丁目１番１号斎藤ビル４階１号
債務者　藤井　浩美
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６６８号
大阪府東大阪市西堤１丁目12番９号　緒方マンション201号
債務者　古谷　和代
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６７１号
大阪府豊中市新千里西町３丁目１番Ｃ19―101号
債務者　堀谷　優子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部